株式会社ジャストシステム定款

株式会社ジャストシステム定款

目　次

第１章　　総　則
第２章　　株　式
第３章　　株主総会
第４章　　取締役及び取締役会
第５章　　監査等委員会
第６章　　計　算

第１章　総　則

（商号）

第1条　　当会社の商号は、株式会社ジャストシステムと称し、英文では　JUSTSYSTEMS CORPORATION　と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)コンピュータソフトウェア・ハードウェアに関する企画、開発、販売及びコンサルティング
(2)コンピュータソフトウェア・ハードウェアに関する教育及び保守
(3)コンピュータネットワークによる情報サービス
(4)データ処理サービス
(5)コンピュータソフトウェア・ハードウェアの輸出及び輸入
(6)書籍・雑誌等の出版及び販売
(7)事務用及び家庭用電気機器の販売
(8)物品の製造、仕入、販売、賃貸及び輸出入業務
(9)労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
(10)不動産の賃貸業
(11)古物の売買、仲介及び受委託販売
(12)広告業及び広告代理業務
(13)市場調査及びマーケティングに関する業務
(14)通信教育事業
(15)前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を徳島市に置く。

（機関）

第4条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会
(2)監査等委員会
(3)会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、66,163,200株とする。

（自己の株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。
2　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（選任方法）
第19条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任さ

れた監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第23条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第24条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定する。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第28条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　計　算

（事業年度）

第31条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第32条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

第33条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第34条　配当財源が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　前項の金銭には利息を付けない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。以下同じ。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。また、当該定時株主総会終結前の監査役と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。